

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会 今後の進め方について（案）

資料 1 8

1. 全体スケジュールの進行状況及び変更（案）

	市民検討委員会	庁内推進委員会	議会	市民対応
4月	●第1回会議(4/27)	●設置要綱		
5月	●第2回会議(5/16) ●第3回会議(5/30)	●立ち上げ(5/22)		●市民意識調査(アンケート)
6月	●第4回会議(6/20)		●資料提出(6/4) ●常任委員会進捗報告(6/18)	
7月	●第5回会議(7/11) ●第6回会議(7/25)	●進捗報告(7/2)		
8月	●第7回会議(8/22) ●適合状況等に関する検討結果報告(8/29)	●進捗報告(8/20) ●見直しと今後の取組み検討(9/3)		●市民検討委員会 市民との意見交換会(8/16) ●市民検討委員会検討結果公表 (8/29)
9月	●フィードバック(9/12)		●資料提出(9/19)	
10月			●常任委員会進捗報告(10/2) ●パブリックコメント(10/5-11/5) ●4地区説明会(10/15-19)	
11月		●最終結果検討(11/9)	●資料提出(11/19)	
12月			●最終結果報告(12/10)	●市民 最終結果公表

① 条例に基づいて実施されている施策や制度を説明し、重点的に検討する内容を議論。

現在 5 回目以降に行う、重点的に検討する項目について意見集約。

② 重点検討項目に該当する担当課の説明を受けて検討を行う。

- ※1 市民検討委員会が一般市民の意見を聴く場として市民との意見交換会を開催。
- ※2 庁内推進委員会「条例の見直しと今後の取組み」についての検討結果を市民検討委員会に説明（委員任期延長希望）

2. 市民検討委員会の今後の進め方（案）

会議開催（予定）日	内 容
第1回【4月第4週】 ・4月27日（金） ・15：00- ・第2・3委員会	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長 選任 ・基本条例の内容説明（制定の経緯・概要説明） ・検討の進め方の説明
第2回【5月第3週】 ・5月16日（水） ・10：00- ・第2・3委員会	◎条例に基づく主な取組み状況の確認～後半の重点検討に向けた整理 ①1～11条関係（前文・総則） ②12～20条関係（市民参加、協働のまちづくり、コミュニティ、情報の共有など）
第3回【5月第5週】 ・5月30日（水） ・10：00- ・第2・3委員会	③21～30条関係（行政運営、国、北海道及び他の市町村との連携、条例の見直し） ◎重点検討について（テーマの整理の仕方）
【意見集約】	後半の重点検討にむけて、各委員より重点検討項目提案シート」収集
第4回【6月第4週】 ・6月20日（水） ・10：00- ・	①今後の進め方について検討 ①重点検討項目の決定（提案の集約） ・検討内容の整理（趣旨・視点） ・質問内容整理（この時点での）
	事前にまとめ 担当課に依頼
【担当課説明資料用意】	事務局照会（別紙1参照）・日程調整
第5回【6月第5週】 ・7月11日（水） ・9：30-	①重点検討項目「担当課」との協議 ・仮に5箇所と想定 担当課説明10分+質問・協議20分 ・項目数により変動
第6回【7月第2週】 ・7月25日（水） ・10：00-	①重点検討についてまとめ ・検討結果報告書（案）をベースに検討（別紙2参照） ②条例の適合状況・条項の見直しについて検討 ・これまでの検討をまとめ
≪市民との意見交換会≫ ・8月16日（木） ・18：30-	※現在調整中～詳細については改めて協議 ※ここでの意見は、市民検討委員会の検討結果とは区分し参考として取扱いする。
第7回【7月第4週】 ・8月22日（水） ・10：00-	総括：「まちづくり基本条例の適合状況等に関する検討結果報告書（案）」の内容確認
≪報告予定≫ ・8月29日（水） ・10：00-	市長に「まちづくり基本条例の適合状況等に関する検討結果報告書」提出

変更

恵庭市まちづくり基本条例の検証

重点項目検討用シート（説明資料）（案）

1) テーマ

第 4 回市民委員会にて整理した内容を掲載

2) 【検討内容】

【趣旨】 第 4 回市民委員会にて整理した内容を掲載

【視点】 第 4 回市民委員会にて整理した内容を掲載

3) 【事前質問】

① 第 4 回市民委員会にて整理した内容を掲載

② 〃

③ 〃



_____ 〇〇課

4) 【担当課説明】

担当課より上記【趣旨】、【視点】を踏まえた説明を記載してもらう

5) 【事前質問の回答】

① 担当課回答

②

③

6) 【補足資料】

① 項目のみ（資料は別紙）

②

③

※担当課で作成し 1 週間前までに委員配布、当日の説明は簡潔に行う。（10 分以内）
※担当課の説明確認し、現状と課題を把握し、今後の方向性や必要な取り組みを協議する。

(裏面白紙)

(骨子たたき台)

恵庭市まちづくり基本条例の適合状況等の
検討結果報告書

平成30年8月

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会

目次

ページ

1. はじめに

2. 条例の適合状況等について

- ・「前文」について
- ・第1章「総則」について（第1条～第4条）
- ・第2章「市民」について（第5条、第6条）
- ・第3章「議会及び議員」について（第7条、第8条）
- ・第4章「市長、執行機関及び職員」について（第9条～第11条）
- ・第5章「協働のまちづくり」について（第12条～第16条）
- ・第6章「情報の共有」について（第17条～20条）
- ・第7章「行政運営」について（第21条～28条）
- ・第8章「国、北海道及び他の市町村との連携」について（第29条）
- ・第9章「条例の見直し」について（第30条）

3 市民と市民検討委員会による取組み（市民との意見交換会）

●参考資料

- (1) 恵庭市まちづくり基本条例
- (2) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱
- (3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会委員名簿
- (3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況

第5章「協働のまちづくり」について（第12条～第14条）

※条文掲載

第12条

第13条

第14条

（1）重点的な検討について

タイトル

①検討の趣旨、視点

- ・ 検討の趣旨、視点を掲載

②現状と課題

- ・ 担当課との協議から整理した内容を掲載

③検討結果

- ・ 今後の方向性、必要な取組み（委員の意見から総合的にまとめ）

- ・ 条文の適合状況、改定の可否

（2）その他の主な意見

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・